

---

# 別海町協働基本指針

協働でパワーアップだ "まちづくり"

---

## ○はじめに（策定の経緯）

本町では、限りある行政資源を有効に活用し、町民のみなさんと共にまちづくりを進める必要があると考え、町民、議会、行政がともに進める協働のまちづくりを目指し、平成23年4月に別海町自治基本条例を施行しました。

自治基本条例を進める上で特に重要な「情報共有」と「町民参加」について、より具体的に推進するため、町内の見識者の方をはじめ、地域活動団体関係者などからなる「別海町協働基本指針検討委員会」を立ち上げ検討いただき、平成25年6月に本指針を策定しました。

本指針が町民のみなさんの地域における活動のきっかけとなり、町民と行政が力を合わせた「協働のまちづくり」が進められるよう、町としても様々な取り組みを行っていきます。

## ○別海町について（概要）

別海町は、北海道東部根室管内の中間に位置し、東西に61km、南北に44km、1,320km<sup>2</sup>におよぶ広大な土地に人口約15,000人が住む、酪農業と漁業を中心とした一次産業の町です。

海岸部には、トドワラ・ナラワラなどの幻想的な風景を持つ野付半島・野付湾、風蓮湖といった豊かな漁場があり、また内陸部は酪農地帯として果てしない牧草地が広がっております。

その優れた自然環境と人の営みが結びつく景観は、多くの人が思い浮かべる広い大地、北海道の景色そのものです。



町の木 ナラ



町の花 センダイハギ



町の鳥 ハクチョウ



# 別海町の目指す参加と協働のまちづくり



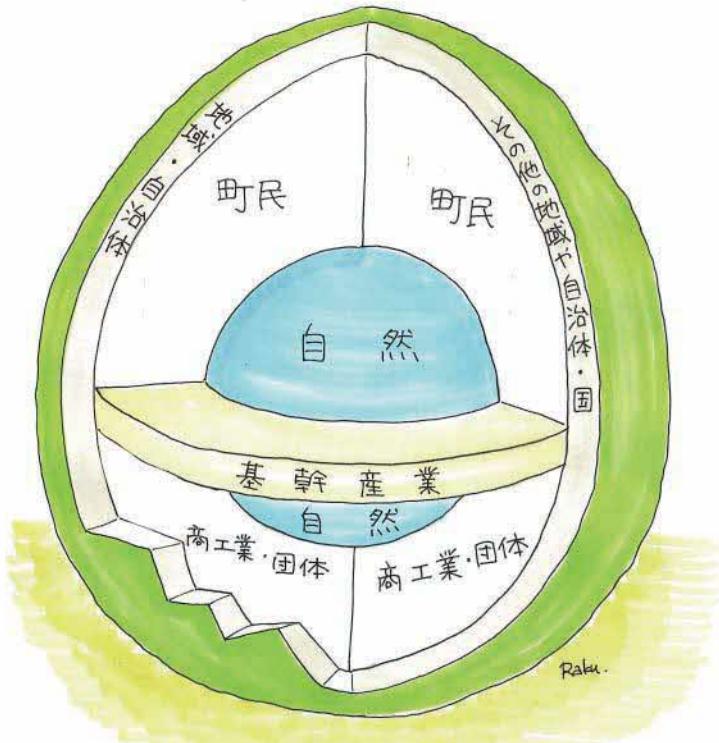
## - 別海町らしい協働を目指して -

一人ひとりの力には限界があります。それは町民のみなさんも、地域活動団体も、行政も同様です。しかし、その力が集まれば一人の個人、ひとつの団体では成しえなかつたことを可能にする大きな力に変わります。

広大な面積を持つ本町においては、互いを協力の相手として捉え、個々に不足しているものを補う連携の相手である必要があります。

様々な地域活動団体や事業者、議会、行政が連携し、互いに地域の課題解決の担い手となることによって、豊かな自然に囲まれた誰もが住みやすいまち、心豊かで笑顔あふれるまちとなるために別海町らしい協働のまちづくりが必要です。

〈別海型 協働の概念図「協働の卵」〉 ※べつかい協働のまちづくり提言書から抜粋



別海町では、地域に大きな力を生み出す「別海町らしい協働とは何か」を平成19年からの2年間町民のみなさんと探し、別海町型協働の概念図として「協働の卵」を作成しました。

「協働の卵」では、広い大地や豊かな海などの優れた自然環境を持つ町として、自然と人の共生を中心置いていた「いのちを育む卵」のイメージを用い、別海町のあるべき姿を表現しました。

卵の中心である黄身とそれを支えるカラザは、多くの恵みをもたらしてくれる自然とそれを中心に成り立つ基幹産業。外部からの脅威を退ける役割を持つ自身を町民と事業者。卵全体を守り新鮮な空気を取り入れる殻は、地域の情報交流を手助けする自治体として表現しています。

# 別海町協働基本指針\_目次

はじめに

別海町について【概要】

別海町の目指す参加と協働のまちづくり

別海町の参加と協働をすすめる5つの指針（柱）

12345の柱 別海町の参加と協働をすすめる5つの柱

1

1の柱 情報を共有する仕組みをつくります

2

- (1) 情報共有を推進します
- (2) 広報紙のあり方を考えます
- (3) ホームページのあり方を考えます
- (4) 情報発信拠点の整備を検討します
- (5) 情報発信方法を見直します

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

3

- (1) 町民参加を推進します
- (2) 町民参加の機会を広めます
- (3) 「町民参加委員事前登録制度」を検討します
- (4) 町民が利用しやすい「広聴制度」を広めます

3の柱 みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します

4

- (1) 研修機会をふやします
- (2) 協働をすすめる人材を育成します
- (3) 行政の協働をすすめる意識を高めます

4の柱 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります

5

- (1) 別海町自治推進委員会を設置します
- (2) 庁内に協働推進委員を配置します
- (3) 事業者による協働の取り組みを応援します
- (4) 地域活動団体への支援体制を整備します

5の柱 協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります

6

- (1) 協働事業を実施しやすい制度を紹介します
- (2) 協働事業を実施しやすい制度を拡充します
- (3) 協働の取り組みを周知する機会をつくります

別海町協働基本指針資料編

7

○協働基本指針を推進する制度について

○協働を推進する補助制度について『べつかい協働のまちづくり補助金』

○別海町協働基本指針検討委員会について

---

## **別海町協働基本指針 5つの柱**

---

# 0

## の柱

### 別海町協働基本指針 5つの柱の見方【凡例】



#### (1) 町民参加を推進します〔継続〕

地域の課題を解決するためには、町民と行政が双方で取り組むことが大切です。

町民の生活に直接関係する重要な決定を行う前には、意見を募り、まちづくりに反映することができる機会<sup>(注)</sup>

本文中〔継続〕と表記があるものは、既に取り組まれているもの。〔充実〕とあるものは、今後制度の拡大などを検討していく項目について示しています。

#### (2) 町民参加の機会を広めます〔継続・充実〕

町民がまちづくりに参加する機会として、「意見交換会への参加」といった直接的な発言機会や「パブリックコメント（町民意見の公募）」<sup>(注○)</sup>、「町政ご意見箱」などの間接的な機会を設けています。

今後も、町民とまちづくりについて考える機会となる制度の充実に努めていきます。

#### (3) 「町民参加委員事前登録制度」を検討します〔新規〕

行政での政策や計画を作成する際、町民などで構成する審議会や委員会を設置しています。今後は積極的に公募委員枠を設け、より多くの町民が参加できるよう努めます。

本文中、特に説明が必要と思われる単語については、注釈と同じページの下部に記しています。

員の希望者を事前に登録する「町民参加委員事前登録制度」を検討していく項目について示しています。

#### (4) 町民が利用しやすい「広聴制度」を広めます〔新規〕

町民の声を聞き、協働のまちづくりを進めるため各種開催しています。これらの広聴制度を活用していただき、町民の声が反映されたまちづくりを進めています。

本文中〔新規〕と表記があるものは、現在課題として把握されているものの具体的な取り組みがなく、今後実施を検討していく項目について示しています。

注○：町民の参加機会や広聴制度については、資料編（7ページ）にて詳しい内容を紹介しています。

注○：パブリックコメント（町民意見の公募）とは、重要な政策の策定する際に、町民や関係者から広く意見を募り、出された意見を考慮しながら最終決定をする制度です。

# 1 2 3 4 5 の柱

別海町の参加と協働をすすめる 5 つの柱

## □ 1 の柱 情報を共有する仕組みをつくります

協働のまちづくりを進めるためには、町民や地域活動団体<sup>(注1)</sup>、議会、行政などが互いの持つ知識や情報を出し合い、情報を共有することが大切です。地域の状況や課題を共有し、まちづくり<sup>(注2)</sup>に取り組むパートナーとしての関係を築いていきます。

## □ 2 の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

地域の課題を解決するためには、町民と行政が双方の合意形成を図り、まちづくりを進めていくことが大切です。町民が地域の課題に関心を持ち、まちづくりに参加しやすい環境を目指し町民参加機会の充実に取り組みます。

## □ 3 の柱 みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します

町内の多くの団体では、会員の確保や次代を担う指導者の育成が大きな課題となっています。まちづくりを担う人材の育成を進めるため、地域活動団体や事業者<sup>(注3)</sup>、行政など様々な団体がそれぞれの資質を高められる学習機会の確保を図ります。

## □ 4 の柱 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります

地域の課題を解決するためには、多くの町民が地域の課題を共有し、協力することで解決していくことが必要です。町民の意欲や視点を活かしたまちづくりができるよう参加の仕組みと支援体制を整えていきます。

## □ 5 の柱 協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります

地域の課題解決を目指す町民の活躍を応援し、より協働に取り組みやすい環境づくりを実現するため、地域活動団体への支援制度の充実に取り組みます。

注 1：地域活動団体とは、町内会やサークル、実行委員会組織など特定の目的を持って地域に根ざした活動を行なっている団体及び組織のことを言います。

注 2：まちづくりとは、より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」など、幅広い領域及び分野における様々な活動や計画のことを言います。

1 注 3：事業者とは、町内で事業活動を行う個人事業者、民間企業、農協・漁協等のことをさします。

# 1 の柱

## 情報を共有する仕組みをつくります



### (1) 情報共有を推進します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進めるためには、町民や地域活動団体、議会、行政などが互いの持つ知識や情報を共有することが大切です。

議会や行政は、広報紙やホームページを活用して適切な情報を届けるよう努め、町民はまちの情報を積極的に収集することが必要です。

### (2) 広報紙のあり方を考えます〔新規〕

現在、広報紙は町内会による全戸配布を行なっていますが、町内外のより多くの人に別海町の情報を広めるため、小売店等への配置や公共施設での閲覧を検討します。

また、広報紙の掲載内容についても、分かりやすく読みやすい内容になるよう努めます。

### (3) ホームページのあり方を考えます〔継続〕

ホームページはまちの重要な情報発信源であり、町外の多くの人が最初に触れる自治体の顔でもあります。広報紙と同様に情報が適切に提供され、誰にでも見やすく必要な情報を探しやすいホームページを目指します。

### (4) 情報発信拠点の整備を検討します〔新規〕

役場や支所等に情報発信の拠点を整備し、別海町に係わる情報のほか他自治体の広報紙の閲覧もできるようにします。

### (5) 情報発信方法を見直します〔新規〕

行政からの情報発信の主な方法である広報紙やホームページの充実のため、社会情勢の変化にあわせた内容や媒体となるよう定期的に見直しを行います。

見直しには、町民から直接意見を聞くモニター制度など、情報を受ける人にとって望ましい情報発信と共有方法について検討していきます。



〈町内会を通じて各家庭に配布される広報別海〉

# 2 の柱



## 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

### (1) 町民参加を推進します〔継続〕

地域の課題を解決するためには、町民と行政が双方の合意形成を図り、まちづくりを進めていくことが大切です。

町民の生活に直接関係する重要な決定を行う前には、広報紙やホームページを通して広く意見を募り、まちづくりに反映することができる機会<sup>(注4)</sup>を確保します。

### (2) 町民参加の機会を広めます〔継続・充実〕

町民がまちづくりに参加する機会として、「意見交換会への参加」といった直接的な発言機会や「パブリックコメント（町民意見の公募）」<sup>(注5)</sup>、「町政ご意見箱」などの間接的な機会を設けています。

今後も、町民とまちづくりについて考える機会となる制度の充実に努めています。

### (3) 「町民参加委員事前登録制度」を検討します〔新規〕

行政では政策や計画を策定する際、町民などで構成する審議会や委員会を設置しています。今後は積極的に公募委員枠を設け、より多くの町民が参加できるよう努めます。

また、公募で選ばれる委員の希望者を事前に登録する「町民参加委員事前登録制度」を検討するなど、公募委員制度の周知と成り手不足の解消に努めます。

### (4) 町民が利用しやすい「広聴制度」を広めます〔継続・充実〕

町民の声を聞き、協働のまちづくりを進めるため各種懇談会や意見交換会等を必要に応じて開催しています。これらの広聴制度を活用していただき、町民の声が反映されたまちづくりを進めています。



〈まちづくり懇談会〉

注4：町民の参加機会や広聴制度については、資料編（7ページ）にて詳しい内容を紹介しています。

注5：パブリックコメント（町民意見の公募）とは、計画策定過程において案を公表することによって、広く意見や専門的な知識を求め、その意見を考慮し意思決定を行う制度です。

# 3の柱

みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します



## (1) 研修機会をふやします〔継続・充実〕

多くの地域活動団体では、組織を担う人員の不足が大きな課題となっています。今後も地域活動団体が活発に活動するためには、より多くの町民参加と組織の中心となる人材の育成が必要です。

研修会などへの積極的な参加を促し、様々な知識や団体における運営能力を身につけることができるよう学習機会の確保を図ります。

### 【取り組み内容】

- ・講演会、セミナー等の参加推進
- ・研修講師紹介のための人材バンク設置
- ・先進事例紹介（広報紙・ホームページ）

## (2) 協働をすすめる人材を育成します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進めるためには、町民が自主的に活動できるよう組織的に結びついていくことが大切です。そのためには、町民と地域活動団体、事業者、行政などを結びつけ、町内の団体や人材をネットワーク化するコーディネーターの育成が必要です。

### 【取り組み内容】

- ・サークル活動の推進（広報紙・ホームページで団体を紹介）
- ・各種団体の活動情報の集約、意見交換会の開催
- ・協働コーディネーターの育成

## (3) 行政の協働をすすめる意識を高めます〔継続・充実〕

行政は、町民によるまちづくり活動を支援する立場から、求めに応じて必要な助言や指導を行い、活動を補佐する伴走者となる必要があります。そのためには町民からの提案を受けるだけではなく、地域課題を把握し提案する能力が不可欠です。行政職員も協働に対する理解を深め、様々な機会を用い研鑽に努める必要があります。

### 【取り組み内容】

- ・職員向け協働マニュアルの作成、セミナーの開催
- ・新規採用職員への研修機会の確保



〈町内外の講師を活用した学習会〉

# 4 の柱



みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります

## (1) 別海町自治推進委員会を設置します〔新規〕

これからまちづくりでは、町民と行政が共に地域課題の解決にあたることが必要です。

町民の視点を生かした協働のまちづくりが進められるよう「別海町自治推進委員会」<sup>(注6)</sup>を設置し、協働に関する推進状況や自治基本条例の運用について検証を行います。

## (2) 庁内に協働推進委員を配置します〔新規〕

行政が協働に取り組む場合には、様々な部署で広く協働に対する意識が浸透し、施策や事業に反映されていることが重要です。

今後は各部署に「協働推進委員」となる職員を配置することで、意思の統一を図り協働に取り組みやすい体制をつくります。

## (3) 事業者による協働の取り組みを応援します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進める上で、事業者が持つ資源（アイディア、ノウハウ、資金等）を活用することで、より効果的に地域の課題を解決することが可能です。

行政は事業者の社会貢献の取り組みを周知するなど、より効果的な企業活動となるよう支援し、地域の一員としての価値を高め、経済活動をより有利に進められるよう配慮する必要があります。

## (4) 地域活動団体への支援体制を整備します〔新規〕

協働のまちづくりには、町民の意欲を最大限に発揮することができる支援体制を整えていくことが必要です。地域活動団体が主体的に事業者や行政などと連携して地域の課題解決を図れるよう、団体の活動相談、情報の共有や発信などを行う中間支援センターの設置を検討していきます。



〈事業者による地域貢献（幼稚園遊具整備）〉

注 6：別海町自治推進委員会とは、別海町自治基本条例第 45 条（条例の見直し）において定められ、協働のまちづくりの推進状況、条例の運用や見直しについて検討するための組織です。

# 5 の柱

## 協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります



### (1) 協働事業を実施しやすい補助制度を紹介します〔継続・充実〕

#### ○べつかい協働のまちづくり補助金

地域の課題解決を目指す町民の活躍を応援するため、行政との協働に係わる部分において補助金制度を設け、町民の自発的に取り組むまちづくりを支援します<sup>(注7)</sup>。

#### ○別海町振興奨励補助金

町内会等が行う会館の補修や夜間地域の安全を確保するための防犯灯の整備、地域活動団体によるイベント開催を支援します。

#### ○自治会運営費等交付金

町内会の運営が健全に行われるよう、世帯数や保険加入数に応じて交付します。

### (2) 協働事業を実施しやすい補助制度を拡充します〔継続・充実〕

協働のまちづくりを進める地域活動団体を支援する目的から、より多くの団体が活用できる補助制度となるよう「べつかい協働のまちづくり補助金」の見直しを図るほか、企画提案方式による事業実施など新たな制度導入の検討を進めます。

### (3) 協働の取り組みを周知する機会をつくります〔新規〕

協働による様々な事業を知る機会が少ないため、広報紙やホームページで積極的に紹介します。また、地域活動団体同士のつながりや新たな事業展開、発想が生まれるよう町民に協働の取り組みを発表する機会を検討します。



〈漁協青年部による出前授業〉



〈美原子ども会そば学習〉

注 7：べつかい協働のまちづくり補助金については、資料編（8 ページ）にてこれまで補助金を活用して実施された事業の概要を紹介しています。

---

---

---

## 別海町協働基本指針 資料編

---

# ○協働基本指針を推進する制度について

## 2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります 補足

自治基本条例では、まちづくりに参加する機会と方法として、以下の制度を設けています。

### ●基本的な計画の策定又は見直しをするとき

内 容	総合計画など町の将来的なまちづくりに関する基本方針や施策展開について、進むべき方向を定める場合や見直しを実施する場合には、町民参加の機会を設けます。
参加方法	審議会、検討委員会、意見交換会、アンケート、パブリックコメントなど

### ●行政評価を実施するとき

内 容	行政が実施する施策や事業などについて、効率的かつ効果的に実施されているかを評価する行政評価制度を実施する場合には、町民参加の機会を設けます。
参加方法	審議会

### ●町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき

内 容	畜犬取締及び野犬掃とう条例など、町民のみなさんに何らかの義務を課し、権利を制限する内容を定める場合には、条例として制定する必要があることから、事前に町民参加の機会を設けます。
参加方法	審議会、検討委員会、意見交換会、アンケート、パブリックコメントなど

### ●広く町民が利用する公共施設の管理運営方法及び整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき

内 容	広く町民の利用が予想される公民館や公園など大規模な施設整備や施設機能を定める場合には、町民参加の機会を設けます。 ただし、公共用財産であっても利用が地域の住民に限定されるような施設は、「広く町民から利用する公共施設」から除きます。
参加方法	審議会、検討委員会、意見交換会、アンケート、パブリックコメントなど



〈広く町民が利用する施設（中央公民館）〉



〈総合計画策定（グループワーク）〉

# ○協働基本指針を推進する制度について

## 2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります 補足

別海町では、いくつもの広聴制度を設け、町民の参加機会を確保しています。

### 1「審議会などへの委員としての参加」について

#### ●各種審議会等の設置

内 容	計画や政策の立案に係わり、条例等に基づく附属機関として審議会などを設置し、町民意見を反映させた政策や行政運営になるよう取り組みます。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体、検討内容に即した専門家・有識者

### 2「意見交換会への参加」について（別海町まちづくり懇談会）

#### ●「町長と話そう」

内 容	まちづくりの進捗や重点施策について説明し、町民のみなさんからアイディアやご意見を伺うことによって、より良い行政運営を目指すことを目的に開催します。
主 催	町（町が日程や会場を決め、町内の各地域へ出向き開催）
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体

#### ●「町長と話しませんか」

内 容	各種団体からの求めに応じて、町長が出向き、まちづくりに関する様々な分野にわたり懇談することによって、より良い行政運営を目指すことを目的に開催します。
主 催	各種団体（団体等からの申し込みを受け、町長が出向き開催）
対 象	自治会（町内会）、各種団体

#### ●「ミルクミーティング」

内 容	牛乳を飲みながら気軽に懇談することによって、まちづくりに関する様々な意見を伺い、より良い行政運営を目指すことを目的に開催します。
主 催	町（団体等からの申し込みを受け、役場庁舎内で開催）
対 象	自治会（町内会）、各種団体（5名以上から可）

### 3「アンケート調査への参加表明」について

#### ●各種アンケート調査

内 容	計画策定過程において、町民の意識や動向などを知るためにアンケート調査を実施し、より明確な課題の把握に取り組みます。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体

### 4「町民意見の公募（パブリックコメント）」について

#### ●パブリックコメント手続

内 容	計画策定過程において案を公表することによって、広く意見や専門的な知識を求め、その意見を考慮し計画策定を進めます。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体

### 5「ご意見箱」について

#### ●町政ご意見箱 / 電子ご意見箱

内 容	より良い行政運営を目指すため、町政ご意見箱（注8）やホームページにご意見投稿用ページを設置しています。
対 象	全ての町民、自治会（町内会）、各種団体

注8：町政ご意見箱は、役場本庁舎1階ロビー公衆電話横、各支所・連絡事務所に設置しています。

## ○協働を推進する補助制度について

5の柱 協働事業を実施しやすい補助制度の充実を図ります 準足  
これまでの取り組み事例について一部を紹介します。

《公募型補助金》 団体の活動基盤が作られるよう一定期間事業経費の一部又は全部を支援します。

区分	主な取り組み内容
担い手支援型補助金	●人形劇開催事業（人形劇団ベコっこ）平成22~23年度 子どもたちが豊かな心を育めるように人形劇を開催。様々な施設において、公演ができるよう移動可能な舞台装置や放送器具を整備し、新たな演目のための人形制作も行いました。
	●ふれあいの居場所づくり（ボランティアサークル サンキューの会）平成22~24年度 子どもからお年寄りまで、誰もが生き生きとした生活を送るための「居場所」づくりを実施。3カ年内、1年目は居場所についての学習や事例研究。2・3年目には、場所の確保と地域の居場所としての定着を図るための活動を行いました。
地域づくり補助金	●美原子ども会による地域活動とそば学習による三世代交流（美原子ども会）平成22~24年度 美原小学校の閉校を契機に子ども会を組織。そばの栽培実習によって、子どもからお年寄りまで三世代にわたる交流を図り、子どもたちに「ふるさと美原」の意識付けと地域活性化を目指しました。そば学習に必要な道具を揃え、継続した活動の基盤を築きました。
	●We Can Doセミナー（We Can Doセミナー実行委員会）平成21~22年度 別海町に輝く大人たち（活動者）が増えることを目指し、講師を招きセミナーを開催しました。22年度以降は、町内の団体と連携し自主的な研修機会を続けています。
まちいき支援型補助金	●イルミネーションコンテスト（明るい街づくり団体）平成19年度 暗く寒い冬の別海町を明るく暖かいまちにするため、別海市街地の家庭にイルミネーションを飾ってもらい、コンテストを開催しました。
	●JUNCO&CHEEP別海町公演（JUNCO&CHEEP別海町公演実行委員会）平成22年度 町内の音楽活動の活性化と地域文化の向上を目指し、コンサートを実施。出演者と町内サークルや来場者が一緒に歌うことのできる参加型音楽を通じて、音楽の持つ楽しさと音楽活動の参加を呼びかけました。
スタート応援型補助金	●物語と音楽による「おはなしの会」（おはなしの会くさぶえ）平成22年度 絵本や詩などの作品世界を読み手の声と効果的なBGMを通して、じっくりと味わう鑑賞会を実施。演奏等環境の充実を図るため、朗読用ヘッドセットマイクや絵本スタンドを整備しました。
ひづくり支援型補助金	※本補助区分の実績はありません。

《一般型補助金》 継続して行われる地域・社会へ貢献する活動などを支援します。

(事業名) 西春別駅前まちづくり推進事業（西春別駅前地区まちづくり委員会）平成23年度～  
地域の住民や民間企業が協力して、公園の草刈や花壇整備などの維持管理を行なっています。また、地域諸団体が地域課題を共有し、安心・安全なまちづくりを目指して地域連絡会議を開催しています。

# ○別海町協働基本指針検討委員会について



## 別海町協働基本指針案検討のあゆみ

### ○別海町協働基本指針検討委員会経過について

日 程	内 容
平成 25 年 1月 21 日	<第 1 回検討委員会> これまでの経過（自治基本条例）、別海町基本指針素案（仮称）における経過について 指針素案「1 の柱 情報共有する仕組みをつくります」検討
2 月 18 日	<第 2 回検討委員会> 指針素案「2 の柱 まちづくりに参加しやすい仕組みをつくります」検討 指針素案「3 の柱 みんなで協働に取り組めるよう人材を育成します」検討
3 月 21 日	<第 3 回検討委員会> 指針素案「4 の柱 みんなで協働に取り組みやすい環境をつくります」検討 指針素案「5 の柱 協働による事業を実施しやすい制度の充実を図ります」検討
4 月 16 日	<第 4 回検討委員会> 指針素案 全体の見直し
5 月 21 日	<第 5 回検討委員会> 「別海町協働基本指針案」の完成
5 月 27 日	委員長・副委員長 「別海町協働基本指針案検討報告書」を 町長へ提出

### ○別海町協働基本指針検討委員会委員名簿（敬称略）

	氏 名	所属団体等
委員長	大塚 保男	見識者（別海町教育委員会委員長、北海道別海高等学校 元校長）
副委員長	吉野 朋博	市民活動実践者（別海町商工会青年部部長）
	山崎 宏	見識者（別海町社会教育委員長 / 西春別駅前地区まちづくり委員会 元代表）
	根本えり子	市民活動実践者（介護予防関連ボランティア活動実践者）
	押田 榮司	市民活動実践者（別海町グリーンツーリズムネットワーク 事務局）
	木下 恵児	市民活動実践者（西春別駅前商工振興会 会長 / 別海町交通安全指導員）
	秋庭 優子	市民活動実践者（別海連合町内会 事務局）
	永野 孝浩	市民活動実践者（別海町民生児童委員）
	北澤真由美	市民活動実践者（美原子童太鼓保存会）
	高橋 智美	市民活動実践者（別海地区子ども会育成協議会事務局）
	藤本 大輔	市民活動実践者（道東あさひ農業協同組合職員、別海町青年団体協議会元役員）
	南口 慎也	市民活動実践者（根室管内青年団体連絡協議会・別海町青年団体協議会 会長）

発行 別海町

作成 平成25年6月

担当 総務部 総合政策課 まちづくり推進担当

〒 086-0205 別海町別海常盤町 280 番地

TEL 0153-75-2111 (内線 2215・2216)

FAX 0153-75-0371

ホームページ <http://betsukai.jp>

E-mail [sougouseisaku@betsukai.jp](mailto:sougouseisaku@betsukai.jp)